

後期高齢者医療保険のお知らせ

「後期高齢者医療被保険者証」が8月1日に更新されます

後期高齢者医療被保険者証（保険証）は有効期限が1年間で、毎年8月1日に更新されます。現在お持ちの保険証は、有効期限が令和2年7月31日までとなっていますので、**令和2年8月1日からお使いいただく新しい保険証を7月下旬に送付します。**

対象者

- ・75歳以上のすべての方。（生活保護を受けている方は除かれます。）
- ・65歳から74歳までの方で、障害認定により、後期高齢者医療の保険証をお使いの方。

内容

医療機関等の窓口でご負担いただく自己負担割合の見直しが行われます。住民税課税所得に応じて、自己負担割合は「1割負担（一般）」、又は「3割負担（現役並み）」となります。

- ・令和2年8月1日以降は、新しい保険証を医療機関等へ提示してください。
- ・後期高齢者医療保険料に納め忘れ等があると、有効期限が短い保険証になる場合があります。

送付する被保険者証の見本

- ・新年度被保険者証の色は、「エンジ色」です。

（表面）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和3年 7月31日
交付年月日	令和2年 8月 1日
被保険者番号	00000001
住所	茨城県水戸市赤塚1丁目1番地
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 5年 5月 5日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39082011 茨城県後期高齢者医療広域連合 印

（裏面）

注意事項
保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
備考
<p>※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p> <p>〔特記欄： 〕 署名年月日： 年 月 日 本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：</p>

「令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月に送付します

後期高齢者医療制度では、公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約1割を負担することにより、被保険者が受ける医療に係る給付等を行っています。

健全な制度運営のため、期限内の保険料納付をお願いします。

※納付書で保険料を納める方は、便利な口座振替をご利用ください。

令和2・3年度後期高齢者医療保険料の見直しについて

被保険者数の増加に伴い、医療給付費は年々増加していますが、茨城県では後期高齢者医療広域連合が保有する基金を取り崩すことで、保険料率を8年間据え置くことができました。

しかし、令和元年度末で基金が底をつくため、令和2・3年度の医療給付費を保険料でまかなえるよう、保険料率を改定しました。

均等割額 46,000円 (6,500円増)

所得割率 8.50% (0.50%増)

保険料の軽減措置について

◆軽減割合が変わります。

次表の①、②の軽減割合については、特例的に上乘せして軽減を行ってきましたが、世代間の公平を図る観点などを踏まえ、段階的に見直しを行っています。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額が次の場合	令和元年度 軽減割合	令和2年度 軽減割合
①33万円以下の世帯	8.5割	→ 7.75割
②33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の（その他各種所得がない）世帯	8割	→ 7割
③33万円＋「28万5千円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	5割
④33万円＋「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	2割

◆軽減の対象範囲が変わります。

前表の③、④について、軽減の基準が引き上げられ、対象範囲が拡大されました。

軽減の基準	令和元年度	令和2年度
上記③	「28万円×世帯の被保険者数」	→ 「28万5千円×世帯の被保険者数」
上記④	「51万円×世帯の被保険者数」	→ 「52万円×世帯の被保険者数」

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い次の要件を満たす方は保険料が減免となります。

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方
- ※詳しくはお問合せください。

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線122・129